

## 平成28年第24回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第24回岩手町農業委員会総会は、平成28年4月20日、午後1時30分、岩手町役場第1会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分取消しに対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (5) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の再配分の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地振興係主幹   | 滝川 勉   |

副主幹 府金 昌代  
主任 畑中 功

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第24回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。10番佐々木金見委員、11番横澤稔秋委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任にお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告 1 件 議案 4 件の提出があります。お諮りします。報告 1 件 議案 4 件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告 1 件 議案 4 件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第 1 号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約についてご説明いたします。

受付番号 1 番、土地の所在は土川第 8 地割地内の田 2 筆合計面積 6,105 m<sup>2</sup>について記載の理由により使用貸借を双方合意により契約解除するものです。

以上報告第 1 号に係る事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。皆さんの方から何か質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 なしという声ですが、よろしいでしょうか。それでは報告第 1 号、農地法により

使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消しに対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書は4ページ、5ページをご覧ください

受付番号3番、川口第17地割内及び第48地割地内の田8筆、畑3筆、合計面積22,259㎡の土地について平成27年12月総会により贈与許可処分された許可処分の取消しをしようとするものです。

以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま第1号議案について説明が終わりました。皆さんの方から何か質疑ございませんか。

6番黒澤委員 6番黒澤です。10月に提案して承認し、その後取消しということですが、何が原因なのか、それとも何か内容が変わった形で修正等が出てくるものなのか、その辺の様子がわからないものでしょうか。

事 務 局 議案書に理由は記載しておりますが、考え直したということでございます。

本来であれば、一旦贈与したものを元に戻すための手続きとしましては、再度3条の届出により贈与するというやり方がございます。しかし、そのやり方だとお互いに贈与税がかかるため、一旦許可した処分を取消しにしてお互いに贈与税がかからない状態、元に戻すということでございます。登記する前なので、取消しができるということなんです。

議 長 あとありませんか。

15番幅委員 川口第48地割というと芦田内地区ですか。

事 務 局 はい、そうです。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消しに対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、議案書は7ページをご覧ください。

受付番号1番、売買許可承認案件でございます。

土地の所在は一方井第10地割地内の田1筆面積358㎡の土地について、記載の金額で売買しようとするものです。位置図は8ページをご覧ください。

続きまして9ページ、受付番号2番、贈与許可承認案件でございます。

土地の所在は川口第18地割地内の田3筆、合計面積1,292㎡について隣地耕作者に贈与しようとするものです。位置図は10ページをご覧ください。

なお、議案第2号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査委員から報告をお願いいたします。

10番佐々木委員 議案第2号、受付番号1番の件について、現地調査の結果を10番佐々木から報告します。本日午前9時から事務局2名と、12番澤村博美委員、13番佐々木夏子委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号1番の農地の売買の件について報告します。地区は一方井地区で●●から200メートルくらいにある農地でした。確認したところ環境の良い場所で周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上報告を終わります。

13番佐々木委員 議案第2号、受付番号2番の件について、現地調査の結果を13番佐々木夏子から報告します。本日午前9時から事務局2名と、10番佐々木金見委員、12番澤村博美委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号2番の農地の贈与の件について報告します。地区は野原地区で、いずれも●●の北約500メートルにある農地でした。現地を確認したところ周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上です。

議 長 現地調査の報告をいただきましたが、この件について質疑ありましたらお願いいたします。

17番遠藤委員 受付番号1番の売買の件ですが、これは田として使っているのでしょうか。

事務局 田んぼの形相はしておりませんでした。

6番黒澤委員 以前に譲受人が買った農地に隣接しているところと同じ状態で、盛土をして畑地として使っております。

議長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 次に、議案第3号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号2番、土地の所在は一方井第11地割地内の田1筆、面積1,357㎡の土地について、記載の金額により岩手県農業公社が買受し所有権移転しようとするものです。以上議案第3号にかかる事務局説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

事務局 補足説明いたしますと、利用権を移転する方が一度移転を受ける岩手県農業公社に譲り渡した後、次の総会で岩手県農業公社から買うという案件が提案される予定でございます。

6番黒澤委員 次に買いたいという人も決まっております。土地改良区の区域内となっており、私が、●●さんから売りたいという相談を受けました。先程の3条の売買の譲り渡

し任と同じ人ですが、こちらの案件は買受ける人が担い手なので岩手県農業公社に  
お願いして、農地売買支援事業で取り扱うということとなりました。

議 長 このような経緯があるようです。あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号農業経営基盤強  
化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、  
原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の再配分の  
策定に対する意見の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 14 ページをご覧ください。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町  
農用地利用配分計画の再配分の策定に対する意見の決定についてご説明いたします。  
現に利用権設定を行っている2筆について、耕作者が法人となったため再配分を  
行うものでございます。今度再配分を受ける者は株式会社●●という法人ですが、  
以前は個人で借受をしていたという案件でございます。以上議案第4号にかかる事  
務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理  
事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の再配分の策定に対する意見の決定について、  
原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議

を閉じ、第24回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時55分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

10番 印

11番 印